

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律 参照条文

(工業所有権情報・研修館法関係抜粋)

○独立行政法人工業所有権情報・研修館法(平成十一年法律第二百一号) …………… 1

○特許法(昭和三十四年法律第二百十一号)(抄) …………… 4

○独立行政法人工業所有権情報・研修館法（平成十一年法律第二百一号）

目次

第一章 総則（第一条―第五条）

第二章 役員及び職員（第六条―第十条）

第三章 業務等（第十一条・第十二条）

第四章 雑則（第十三条）

第五章 罰則（第十四条・第十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、独立行政法人工業所有権情報・研修館の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条

第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人工業所有権情報・研修館とする。

（情報・研修館の目的）

第三条 独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「情報・研修館」という。）は、発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、審査及び審判に関する文献その他の工業所有権に関する情報の収集、整理及び提供を行うとともに、特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと等により、工業所有権の保護及び利用の促進を図ることを目的とする。

（中期目標管理法）

第三条の二 情報・研修館は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

（事務所）

第四条 情報・研修館は、主たる事務所を東京都に置く。

（資本金）

第五条 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、情報・研修館に出資することができる。

2 情報・研修館は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額を資本金とし、又はその出資額により資本金を増加するものとする。

る。

第二章 役員及び職員

(役員)

第六条 情報・研修館に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 情報・研修館に、役員として、理事一人を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第七条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して情報・研修館の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

(理事の任期)

第八条 理事の任期は、二年とする。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第九条 情報・研修館の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十条 情報・研修館の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十一条 情報・研修館は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、見本及びびひな形を収集し、保管し、及び陳列し、並びにこれらを閲覧させ、又は観覧させること。

二 審査及び審判に関する図書及び書類その他必要な文献を収集し、及び保管し、並びにこれらを閲覧させること。

三 工業所有権の流通の促進を図るため必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、工業所有権に関する情報の活用を促進を図るため必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。

- 五 工業所有権に関する相談に關すること。
- 六 工業所有権に關する情報システムの整備及び管理を行うこと。
- 七 特許庁の職員その他の工業所有権に關する業務に従事する者に対する研修を行うこと。
- 八 前各号の業務に附帶する業務を行うこと。

(積立金の処分)

第十二条 情報・研修館は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち経済産業大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

- 2 経済産業大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。
- 3 情報・研修館は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雑則

(主務大臣等)

第十三条 情報・研修館に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣及び経済産業省令とする。

第五章 罰則

第十四条 第九条の規定に違反し、その職務に關して知得した特許出願中の発明、実用新案登録出願中の考案又は意匠登録出願中の意匠に關する秘密を漏らし、又はこれらに關する秘密を盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 第九条の規定に違反して秘密（前項に規定するものを除く。）を漏らした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした情報・研修館の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二 第十二条第一項の規定により経済産業大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

○特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）（抄）

第九十九条の二（略）

2 前項の「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

六 企業組合

七 協業組合

八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

九 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。）であつて、常時使用する従業員の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人）以下のもの

3 第一項の「試験研究機関等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学（次号において「大学」という。）の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者、同条に規定する高等専門学校（同号及び第四号において「高等専門学校」という。）の校長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者又は国立大学法人法（平成十五年法律第一百二十二号）第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人（次号において「大学共同利用機関法人」という。）の長若しくは

その職員のうち専ら研究に従事する者

二 大学若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用機関法人

三 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第五条第二項に規定する承認事業者

四 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）であつて、試験研究に關する業務を行うもの（次号において「試験研究独立行政法人」という。）のうち高等専門学校を設置する者以外のものとして政令で定めるものの

五 試験研究独立行政法人であつて政令で定めるもの（以下この号において「特定試験研究独立行政法人」という。）における技術に関する研究成果について、当該研究成果に係る特定試験研究独立行政法人が保有する特許権又は特許を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権又は当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権についての譲渡、専用実施権の設定その他の行為により、当該研究成果の活用を行おうとする民間事業者に対し移転する事業を行う者

六 公設試験研究機関（地方公共団体に置かれる試験所、研究所その他の機関（学校教育法第二条第二項に規定する公立学校を除く。）であつて、試験研究に関する業務を行うものをいう。）を設置する者

七 試験研究地方独立行政法人（地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）のうち同法第六十八条第一項に規定する公立大学法人以外のものであつて、試験研究に関する業務を行うものをいう。）